

米 沢 市 か ら 転 出 さ れ る 方 へ

新しい住所にお住まいになった日から14日以内に新住所地の市区町村で転入届等の手続きをしてください。
なお、郵便等での転入手続きはできません。

(正当な理由なく14日以内に届出をしないと、50,000円以下の過料に処せられる場合があります。)

★ 転入届に必要なもの ★

☐ マイナンバーカード (交付を受けている方) ※暗証番号の入力が必要

☐ 転出証明書

※異動日や新住所地が変更になった場合、新住所地の市区町村に変更事項を申し出てください。

☐ 届出する方の本人確認書類・印鑑

※官公署発行の顔写真付き本人確認書類等をお持ちでない方は、事前に新住所地の市区町村にお問い合わせください。

※代理人の場合は委任状が必要になることがあります。

☐ 住民基本台帳カード (交付を受けている方) ※暗証番号の入力が必要

☐ 在留カードまたは特別永住者証明書 (外国人の方)

※代理の方が届出をする場合も必ずお持ちください。正当な理由なく住居地の変更届出をしないと20万円以下の罰金、在留資格の取消対象等となる場合があります。

< マイナンバーカード・住基カードによる特例転出をされた方へ >

○ 転入手続きについて

- ・届出する方は、必ずマイナンバーカード・住基カードを持参してください。(暗証番号の入力が必要です)
- ・本人以外の方が届ける場合、委任状が必要になる場合がありますので、新住所地の市区町村へご確認ください。

○ 再度、米沢市で手続きが必要となる場合

・転入届をせずに、転入した日から14日を経過した場合

・転入届をせずに、転出予定日から30日を経過した場合

※カードは失効するため、継続利用の手続きはできません。

○ カードの継続利用について

- ・届出する方のほかにカードをお持ちの方がいる場合は、転入届出日から90日以内にカードの継続利用の手続きをしてください。
- ・別世帯の代理人が手続きする場合、即日処理はできません。詳しい手続きは新住所地の市区町村にお問い合わせください。

※※ 裏面も必ずお読みください ※※

〒992-8501

山形県米沢市金池5丁目2番25号

米沢市役所 市民課 記録担当

☎ 0238-22-5111 (代表)

< 国外に転出される方へ >

帰国後は転入届が必要です（一時帰国を除く）

帰国後、新しい住所にお住まいになった日から14日以内に下記のものをお持ちいただき、転入届をお願いします。また、日本人の方は本籍と筆頭者を明らかにしていただく必要がありますので、転入届の前にご確認ください。

☆転入届に必要なもの☆

□ 日本人：帰国者全員分のパスポート・マイナンバーカード（交付を受けている方）

※自動化ゲートを利用した方は、搭乗券の半券など入国日が確認できるものをお持ちください。

※併せて戸籍謄抄本と戸籍の附票の提出を求められる場合があります。

□ 外国人：在留カード等

※詳しくは転入先の市区町村へお問い合わせください。

< 注 意 事 項 >

○ 転出届後から転出予定日前日までの住民票・印鑑登録証明書の取得について

- ・転出予定日前日までに証明書が必要になった場合は、市民課窓口にて申請いただくようお願いします。
- ・マイナンバーカードをお持ちの方は、転出届後から米沢市のコンビニ交付サービスはご利用いただけなくなります。ご了承ください。

○ 転出証明書を紛失した時

転出証明書を再発行しますので下記の方法でご申請ください。

☆ 市民課窓口で申請 ☆

必要書類：・本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等）

※本人・同一世帯以外の方からの申請は委任状が必要になります。

☆ 郵送で申請 ☆

必要書類：・郵送による転出届（転出証明書交付依頼書）

※米沢市HPからダウンロード、またはお近くの市区町村役場の申請書を使用することも可

- ・本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等）のコピー
- ・返信用封筒（請求者の住所・氏名を記入したもの）
- ・返信用切手

○ 転出届後に引っ越しを取りやめた場合

窓口にて転出取り消しの手続きをしてください。

必要書類：・本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等）

- ・転出証明書（交付を受けている方）